

1. 開催日時 平成29年2月13日(月)
午前10時00分から午前10時45分
2. 早島町役場 2階第1会議室
3. 出席委員
12名
4. 欠席委員
なし
5. 傍聴人数
なし
6. 議事日程
 - (1) 農地法第5条(所有権の移転)許可申請について
 - (2) 農用地利用集積計画について
 - (3) 早島町の農業の振興に関する計画の変更にあたっての意見聴取について
 - (4) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - (5) 農地法第5条(使用貸借権の設定)転用届出について
 - (6) 農地法第5条(賃貸借権の設定)転用届出について
7. 農業委員会事務職員
3名

【午前10時00分】

事務局

ただいまから平成29年第2回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに、●●会長よりご挨拶をお願いします。

議長

【会長挨拶】

事務局

ありがとうございました。

はじめに会議の成立についてご報告させていただきます。本日
在任委員数12人中、全員の出席をいただいておりますので農業
委員会等に関する法律第21条3項により在任委員の過半数が出席
しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、早島町農業委員会会議規則第4条により、議長は会
長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は●●会
長にお願い致します。

議長

これより、議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行いま
す。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

それでは、議事録署名委員は、5番の●●委員、6番の●●委
員にお願いします。よろしくをお願いします。

【両委員了承】

議長

それでは日程1の議案第2号・番号1、農地法第5条・所有権
の移転許可申請について を議題といたします。事務局、説明
してください。

事務局

それでは議案書2ページをご覧ください。今月の農地法第5
条・所有権の移転許可申請は1件でございます。番号1について
ですが、譲受人が●●番地にお住まいの●●さん、譲渡人が●●
番地にお住まいの●●さんでございます。

土地の所在地は、●●番、地目が田、地籍が〇〇㎡です。
農地区分は第3種農地で、位置図が3ページとなります。転用目
的が露天駐車場で、転用理由は、●●番、●●番と同じく露天駐
車場としてです。

申請地の周囲には農地はありますが、周囲の農地への影響はな
いと考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を12番 ●
●委員からよろしくお願いします。

12番

現地調査は2月8日に行いました。場所は●●の北側、県道に即しており、去年●●が駐車場の申請をあげて今は埋め立てを行っている場所の西側です。東側は自動車屋がありすでに営業しており、その間に挟まれた残地の申請で、現状は作付をしておらず草が多少生えています。ここは工事用の車や資材を一時的に置くために申請したと聞いております。周囲の環境はすでに宅地化されておりますので影響はないと考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので議案第2・番号1 農地法第5条・所有権の移転許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第2・番号1 農地法第5条・所有権の移転許可申請については許可相当に決定いたしました。

それでは日程2の議案第3号・番号3 農用地利用集積計画について を議題とします。事務局、説明してください。

事務局

はい、議案書4ページをご覧ください。こちらの計画が早島町に提出され、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定を受けたいため農業委員会に協議がございました。

それでは、5ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画は2件です。

議長

事務局の説明の途中ですが、これから審議を行う議案第3号 番号3及び番号4については●●委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定により、●

●委員には一時退席をお願い致します。

【●●委員退席】

議長

それでは、事務局お願いします。

事務局

番号3についてですが、利用権の設定を受ける者は、●●番地にお住まいの●●さん、利用権を設定する者が、●●番地にお住まいの●●さんです。利用権を設定する土地は、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡で、計〇〇㎡です。

位置図は6ページとなっております。設定する利用権の種類は使用貸借権で、存続期間は6年、始期が平成29年3月1日からの設定です。こちらは利用権の再設定となっております。説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を12番●●委員からよろしくお願いします。

12番

現地調査を2月8日に行いました。●●さんと●●さんは兄弟です。●●さんの2枚については●●の西側と噂島団地の東側にあり、もう1枚は、長津の交差点を噂島団地の方へ行く道路に家が●軒あり、その●件目が●●さんのお宅で、その裏の農地となります。●●さんが過去に6年間ほど耕作をされており、今後も継続してされるであろうと思います。特に問題はありません。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

5番

今回再設定で使用貸借権ですが、今までも使用貸借だったのですか。

事務局

はい。

5番

わかりました。

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、議案第3号・番号3については承

認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第3号・番号3 農用地利用集積計画について を承認し許可相当に決定いたしました。

続きまして番号4を議題とします。事務局、説明してください。

事務局

それでは議案書5ページをご覧ください。

番号4についてですが、利用権の設定を受ける者は、●●番地にお住まいの●●さん、利用権を設定する者が、●●番地にお住まいの●●さんです。利用権を設定する土地は、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、位置図は7ページとなっております。

設定する利用権の種類は使用貸借権で、存続期間は6年、始期が平成29年3月1日からの設定です。こちらは利用権の再設定となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を12番 ●●委員からよろしくお願いします。

12番

先ほどの説明と同じになりますが、特に問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、議案第3号・番号4については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第3号・番号4 農用地利用集積計画について を承認し許可相当に決定いたしました。

ここで●●委員の入室を認めます。

【●●委員入室】

議長

それでは、日程3 議案第4号・番号1 早島町の農業振興に関する計画の変更にあたっての意見聴取について を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局

それでは議案書8ページをご覧ください。議案第4号「早島町の農業の振興に関する計画の変更にあたっての意見聴取について」でございますが、早島町長から平成29年1月25日付（早建第2660号）で意見を求められています。

議案書とは別の別紙をご覧ください。土地改良事業等を実施している場合、通常は完了後8年経たないと農用地区域からの除外はできませんが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）を作成し、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置付けられた施設の用に供する場合には、優良農地であっても農用地区域から除外し、農地転用することが可能となります。早島町ではこのたびこの計画を変更することとなります。

分家住宅1件を新たに農業振興計画に追加し策定するものです。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 ●●委員からよろしく願いします。

9番

2月8日に現地確認を行いました。場所は役場から〇〇mくらいで●●の真向かいになります。分家住宅ということですが、一部はすでに宅地になっており、むかし農業用倉庫か何かがあったのではないかと思います。周辺の農地については何も問題はなからうかと思います。よろしく願いします。

議長)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

7番

田んぼの一角をとということですが、〇〇㎡あります。この田は誰が作られているのでしょうか。

9番

●●さんです。

議長

他に質疑はありませんか。

1番

はい。

議長

1 番 ●● 委員。

1 番

計画の策定日が平成 28 年 1 月 1 日になっていますが、この日付で正しいのでしょうか。

事務局

はい。

1 番

これに基づいて新たに分家住宅を追加するということですね。

事務局

はい。

1 番

わかりました。

5 番

はい。

議長

5 番 ●● 委員。

5 番

これは農振法上の手続きですか。

事務局

はい。

5 番

それではこの手続きで許可後に農地法の 4 条申請が行われるということですか。

事務局

分家住宅ですので 5 条申請になります。

5 番

わかりました。

12 番

はい。

議長

1 2 番 ●● 委員。

12 番

合併浄化槽がありますが、ここに下水道は通っていないのですか。

9 番

入っていません。

12 番

ということは用水に排水するということですか。

事務局

そうなります。

12 番

将来的に下水を通す予定はあるのですか。

事務局

下水道の計画区域には入っております。

議長

町の考えでは線路から北は住宅地にするということですよ。下水も早めに入れないといけないですよ。その計画は前に進んでいるのですか。

事務局

まだ具体化はしていません。総合計画や都市計画マスタープランには記載しています。

議長

他にご意見等はありませんか。

ないようでありますので、議案第4号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第4号・番号1早島町の農業振興に関する計画の変更にあたっての意見聴取について を承認し許可相当に決定いたしました。

続きまして日程4の報告第4号 番号1、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局からお願いします。

事務局

それでは、議案書9ページをご覧ください。今月の農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については1件でございます。

番号1についてですが、届出者が●●番地にお住まいの ●●さんでございます。

土地の所在地は●●番、地目は畑、地積は〇〇㎡でございます。こちらは市街化区域の第3種農地で、位置図は10ページとなっております。

こちら日程4の報告第4号・番号1、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地確認の結果を8番●●委員からよろしく申し上げます。

8 番

1月10日に現地確認を行いました。この件については前回会長からお話がありましたが、1月4日に届出があつて10日に

我々が現地確認をした際には、すでに基礎工事が済んでいるようでした。状況的には北側にはアパート、南側には田んぼがあり問題はないと思います。ただ本来は受理通知を受けてから工事に入るべきものであり、今後の防止策を考える必要があると思います。以上です。

議長

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

ここは市街化区域であり、やるのは構わないことですが、やはりやる前に届出をしていただかないと。この●●さんの息子さんは今●●市の●●とかをされていると聞いています。そういった方がこのようなことをするのはどうかと思います。

この土地は何か境界の問題でもあったのですか。

事務局

境界を測ってみると、家が建っているところにも農地が入っていたため後出しの形での転用届出となっています。

議長

市街化だからいいですが、やはりモラルの問題があるかと思います。

他にご意見はよろしいですか。

ないようでありますので、以上で報告第4号を終わります。

続きまして、日程5の報告第5号・番号1 農地法第5条・使用貸借権の設定転用届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書11ページをご覧ください。今月の農地法第5条・使用貸借権の設定転用届出については1件でございます。

番号1について、使用借人は●●番地にお住いの●●さん、使用貸人が●●番地にお住まいの●●さんでございます。

農地の所在が、●●番で、面積が〇〇㎡です。

こちらは市街化区域の第3種農地で、自己用住宅新築のための使用貸借権の設定転用届となっております。位置図は12ページとなります。

こちら日程5の報告第5号・番号1、農地法第5条・使用貸借権の設定転用届出については、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関連して、現地確認の結果を8番 ●

●委員からよろしく願います。

8番

先ほどの説明と一緒に。問題ありません。

議長

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、以上で報告第18号 番号1を終わります。

続きまして、日程6の報告第6号・番号1 農地法第5条・賃貸借権の設定転用届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書13ページをご覧ください。今月の農地法第5条・賃貸借権の設定転用届出については1件でございます。

番号1について、賃借人は●●番地 ●●株式会社 代表取締役 ●●さん、賃貸人が●●番地にお住まいの●●さんでございます。

農地の所在が、●●番、地目が田、面積が〇〇㎡のうち〇〇㎡ ●●番、地目が田、面積が〇〇㎡のうち〇〇㎡です。

こちらは市街化区域の第3種農地で、工事事務所仮設及び露天駐車場のための賃貸借権の設定転用届となっております。転用期間は平成29年1月25日から平成29年12月31日までとなります。位置図は14ページです。

こちら日程6の報告第6号・番号1、農地法第5条・賃貸借権の設定転用届出については、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関連して、現地確認の結果を6番 ●●委員からよろしく願います。

6番

先月現地確認をしてみました。今はもう田んぼも何もしていません。迷惑などないと思います。以上です。

議長

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。造成はもう済んでおります。

【質疑なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。
事務局、ここはバイパスには繋げないですよ。

事務局

はい。2トン車を整備するそうです。1日に大体〇〇台出入りすると聞いています。

議長

もし大型トラックが来たとしたら2号線に出るには●●を右に出るしかないですよ。大丈夫なんでしょうか。

10番

2トン車以外は入らせないのですか。

事務局

今はそこまでしか聞いていないので何とも言えません。

10番

大型が入ってきたら困ります。

4番

すみません。

議長

4番 ●●委員。

4番

●●は●●にありますが、早島に移転するのですか。

10番

いいえ、出先です。

4番

●●は大型ばかりです。

議長

町は進入路のことで頭を痛めるかもしれません。どうなるかわかりません。

6番

会長。

議長

6番 ●●委員。

6番

あそこは信号機があってカーブもあり、あそこに行くには●●から等5, 6通りの行き方があります。通学路にもなっていて朝は大変だと思います。

10番

あの周辺の朝はすごく渋滞します。

議長

他にご意見はありませんか。

ないようでありますので、以上で報告第6号 番号1を終わります。

それでは、その他について事務局からお願いします。

事務局

次回の農業委員会は3月13日（月）を予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願い致します。

以上で、その他の報告事項を終わります。

議長

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。第2回早島町農業委員会を閉会いたします。